

## 大津市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき執行した財務監査（定期監査）並びに同条第2項の規定に基づき執行した行政監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和8年3月30日

大津市監査委員	島	戸	克	浩
同	津	田	穂	積
同	山	本	久	子
同	松	山	延	寿

### 1 監査の期間

令和7年10月1日から令和8年3月13日まで

### 2 監査執行対象機関及び監査執行年月日

教育委員会ほか7部局（別表のとおり）

### 3 監査の実施

大津市監査基準（令和2年監査委員告示第6号）に準拠して、地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく財務監査（定期監査）並びに同条第2項の規定に基づく行政監査を実施した。監査の実施に当たっては、財務その他に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかに着目して、関係部局が作成する監査資料に基づき諸帳簿を確認し、併せて関係職員から説明を聴取した。

### 4 監査の結果

前項のとおり監査した限り、以下に指摘するように一部不適正なものも見られたが、重要な点において、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていると認められた。

以下の項目については改善が必要と考えられることから、今後の事務執行などには留意されたい。

#### (1) 小・中学校管理業務における防災設備（消防用設備等及び防火設備）の適正な維持管理及び不備箇所の改修について（教育委員会事務局教育総務課ほか）

令和7年度の定期監査（出先監査）において、市立中学校を監査委員が訪問した際に、校舎内の「防火シャッター」について、一部に不備箇所があり、必要な改修が行われていないことが確認された。

小・中学校については、消防法（昭和23年法律第186号）に規定される「防火対象物」に該当し、同法第17条の3の3の規定により、消防用設備等について定期的に点検し、その結果を消防長又は消防署長に報告しなければならないとされている。

また、防火設備（防火シャッター、防火扉等）については、建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条第4項の規定により、定期的に点検しなければならないとされている。

これらの点検の結果、不備事項があった場合には、早期に改修することが求められている。

市立小・中学校の消防用設備等及び防火設備の点検については、令和6年度までは教育総務課が毎年度、資格を有する事業者による業務を委託して実施してきたが、当該業務が大津市公共施設包括管理業務に移行したことから、令和7年度からは包括マネジメント事業者が点検を実施している。

今回の中学校の防火シャッターの事案について、学校施設の所管課である教育総務課にこれまでの経緯を確認したところ、平成30年度の点検において、不備箇所として指摘されているにもかかわらず、今日まで必要な改修が実施されていない箇所があったことが判明した。

また、当該中学校以外にも、同様に不備箇所として指摘されながら、改修が未実施となっている小・中学校がないかどうか全校の状況を確認したところ、不備箇所の把握及び改修状況の進捗管理に不十分などところがあり、ほかの学校においても、必要な改修が行われていない設備が残っていることが明らかになった。

児童・生徒の学習及び生活の場である小・中学校においては、施設における安全・安心の確保が何より優先されるべきである。学校施設の管理権限を有する教育総務課においては、公共施設包括管理業務を所管する建設部建築課施設支援室及び包括マネジメント事業者と早急に協議を行い、消防用設備等の不備箇所の改修を速やかに完了させるとともに、適正な維持管理に努められたい。

#### (2) 支出事務における支出命令書添付書類の不適正な取扱いについて（こども未来部幼保支援課）

公立保育所の給食業務において、設備等が故障した際には、事業者から修繕に要する経費の見積書を徴取し、支出負担行為兼伺書により仰裁後、修繕業務を発注しており、業務履行後には事業者から請求書を受理した上で、支出命令書を作成して事業者への支払を行っている。

当該支出事務において、一部の支出命令書に見積書を加工して作成された請求明細書が添付されていた。同課に確認したところ、事業者から請求明細の記載がない請求書を受理したが、請求書に請求明細の記載が

ない場合、又は、別紙請求明細書の添付がない場合は支払ができないと理解していたため、事業者に請求明細書の作成及び提出を依頼することなく、請求書に「別紙のとおり」と記載の上、当該修繕業務の発注前に事業者から受理していた見積書を職員自らが加工し、請求明細書を作成したとの説明を受けた。

しかし、本市の会計事務においては、請求書に記載された案件名等で業務内容が把握できる場合には請求明細の記載がない請求書でも支払を可能としているものがあり、当該支出事務はその条件に合致していたことから、出納室へ事業者から受理した請求書を提示して相談するなど、慎重な確認作業を行っていただければ事業者が意図しない書類を無断で作成することなく、適正な支出事務が行われていたものと思料される。

また、同様の処理は令和5年度に13件、令和6年度に7件、令和7年度に8件繰り返して行われており、複数年にわたり所属における支出命令書の決裁過程において看過されてきたとともに、大津市財務規則（平成9年規則第73号）第160条において、会計管理者から支出命令の審査に関する事務を委任されている出納員（各所属の長等）の審査過程においても看過され、支払がされていた。

同課においては、今回の職員による書類の加工が文書改ざんにつながることを認識するとともに、職員それぞれの立場で常に会計事務の知識の習得に努め、強い自覚と責任感を持って慎重かつ適正に支出事務を執行されたい。また、所属長においては、改めて支出命令権者としての立場と出納員としての立場の違いを認識し、適正な支出事務の執行及び精緻な審査業務に努められたい。

## 別表

監査執行対象機関名	監査執行年月日
教育委員会事務局	
教育総務課	令和7年10月21日
学校教育課（学校ICT支援室）	令和7年10月21日
生涯学習課	令和7年10月21日
教育委員会（教育機関）	
教育センター	令和7年10月21日
教育支援センター	令和7年10月21日
少年センター	令和7年10月21日
大津少年センター	令和7年10月21日
堅田少年センター	令和7年10月21日
総務部	
財政課	令和7年11月12日
行政改革推進課	令和7年11月12日
管財課（庁舎整備室）	令和7年11月12日
契約検査課	令和7年11月12日
定額減税調整給付金室	令和7年11月12日
健康福祉部	
福祉政策課（重層的支援推進室、ふれあいセンター）	令和7年12月18日
介護・福祉施設課（介護・福祉人材確保対策室）	令和7年12月18日
障害福祉課（やまびこ総合支援センター）	令和7年12月18日
介護保険課	令和7年12月18日
保健所保健総務課（地域保健推進室、すこやか相談所、医療安全支援センター）	令和8年1月16日
保健所保健予防課	令和8年1月16日
消防局	
消防総務課（危機管理室）	令和7年12月18日
政策調整部	
企画調整課（多文化共生・国際室）	令和8年1月16日
秘書課	令和8年1月16日
選挙管理委員会事務局	令和8年1月16日
こども未来部	
こども・若者政策課（子育てひろばゆめっこ、児童館）	令和8年2月4日
幼保支援課	令和8年2月4日
こども総合支援局こどもの育ち支援課（こども発達相談センター、北部こども療育センター、やまびここども療育センター、東部こども療育センター）	令和8年2月4日

子ども総合支援局子ども・子育て安心課（子ども家庭支援室）

令和8年2月4日

（出先監査）

市民部

逢坂支所

令和7年12月3日

滋賀支所

令和7年12月4日

山中比叡平支所

令和7年12月4日

膳所支所

令和7年12月10日

青山支所

令和7年12月10日

富士見支所

令和7年12月11日

滋賀コミュニティセンター

令和7年12月4日

山中比叡平コミュニティセンター

令和7年12月4日

富士見コミュニティセンター

令和7年12月11日

子ども未来部

瀬田南保育園

令和7年12月11日

教育委員会（教育機関）

逢坂公民館

令和7年12月3日

膳所公民館

令和7年12月10日

青山公民館

令和7年12月10日

志賀南幼稚園

令和7年12月3日

志賀幼稚園

令和7年12月4日

膳所幼稚園

令和7年12月10日

青山幼稚園

令和7年12月10日

逢坂幼稚園

令和7年12月11日

瀬田東幼稚園

令和7年12月11日

日吉台小学校

令和7年12月3日

志賀小学校

令和7年12月3日

比叡平小学校

令和7年12月4日

膳所小学校

令和7年12月10日

青山小学校

令和7年12月10日

逢坂小学校

令和7年12月11日

志賀中学校

令和7年12月3日

日吉中学校

令和7年12月3日

青山中学校

令和7年12月11日

消防局

中消防署

令和7年12月4日